諮問番号：令和４年度諮問第１７号

答申番号：令和４年度答申第２８号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和２年９月８日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人の主張の要旨

（１）審査請求人は、令和２年３月から生活保護を受けている。クーラーは、同年８月１５日まで不都合なく可動していたが、翌１６日から冷気が出なくなり、室温が３４℃まで上昇した。

（２）本件処分の理由は、保護開始時において、最低生活に必要な家具什器の持合せがない時に該当しないからとされている。しかし、生活保護受給開始後、初めて到来する夏でクーラーが故障するのは、最低生活に直接必要な冷房器具を持ち合わせていない方と同条件だと思うが、審査請求人の考えは間違っているのだろうか。

（３）クーラーが効かない部屋でじっとしていると汗が噴き出すのと一緒に、イライラとした気持ちになる。このような状態では、最低限の生活ができないと感じた。８月１６日の気温は３７．７℃を記録されており猛暑であった。また、妻も腰が痛く思うように動けない状態であり、このような室温状態では熱中症になる可能性を強く感じている。

生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和３８年４月１日社保第３４号厚生省社会局保護課長通知）第７の問１００の答には、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知（以下「局長通知」という。）第７の２（６）ウの「熱中症予防が特に必要とされる者」について、「体温の調節機能への配慮が必要となる者として、高齢者、障害（児）者、小児及び難病患者並びに被保護者の健康状態や住環境等を総合的に勘案の上、保護の実施機関が必要と認めた者が該当する。」とあるので、健康状態が劣悪にならないような配慮をお願いしたい。

（４）局長通知第７の２（６）ウにおいて、冷房器具の購入費は、５０，０００円の範囲内で必要額の認定が示されている。また、設置費用も必要な最小限度の額を設定して差し支えないことが示されている。

（５）以上により、クーラーの購入費の支給をお願いしたい。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）本件についてみると、処分庁は、令和２年８月３１日に審査請求人が行った家具什器費（冷房器具）の支給を求める申請（以下「本件申請」という。）について、局長通知第７の２（６）ア（ア）の保護開始時において最低生活に必要な家具什器の持合せがないときに該当しないとして、本件処分を行ったことが認められる。

（２）冷房器具の購入に要する費用については、局長通知第７の２（６）ウのとおり、被保護世帯が局長通知第７の２（６）ア（ア）から（オ）までのいずれかに該当し、当該被保護世帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと実施機関が認めたときに認定されることとされている。

以下検討すると、審査請求人世帯の保護が開始されたのは、令和２年３月１８日であり、本件申請があったのは同年８月３１日であることから、保護開始後５か月程度経過して本件申請がなされたことが認められる。

また、開始時の訪問調査において、処分庁の職員が審査請求人宅に冷房器具があることを確認していることが認められる。

さらに、本件申請後に行った家庭訪問の際、処分庁の職員が審査請求人から令和２年８月１５日まで冷房器具は不具合なく稼働していた旨を聴取していることが認められる。

以上からすると、審査請求人世帯は、局長通知第７の２（６）ア及びウにいう保護開始時において冷房器具の持合せがないときには該当しないものと認められる。

加えて、処分庁は、審査請求人宅への家庭訪問後、ケース診断会議を開催し、支給の要否を組織的に検討した上で判断していることが認められる。

したがって、処分庁は、本件申請の後、審査請求人宅に家庭訪問を行い、審査請求人宅の状況の確認を行った上で、組織的に検討し本件処分を行ったものであり、処分庁の判断及び手続に違法又は不当な点はない。

なお、審査請求人は、冷房器具の購入について、申請初年度に器機が正常に機能しないのは、保護開始時に機器を持ち合わせていない方と同条件である等と主張するが、保護申請や保護開始の年度について保護開始時に機器を持ち合わせていない方と同様に扱うとの規定は存在せず、審査請求人の主張は採用できない。

（３）よって、処分庁が審査請求人に対して行った本件処分については、取り消すべき違法又は不当があるとは認められない。

（４）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和４年　９月１３日　　諮問書の受領

令和４年　９月１３日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：９月２７日

　口頭意見陳述申立期限：９月２７日

　令和４年　９月２６日　　第１回審議

令和４年１０月２４日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１２条は、「生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と定め、第１号において、「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」と定めている。

（２）生活保護法による保護の実施要領について（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第７の１は、「経常的最低生活費は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において、通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであること。」とし、「実施機関は、保護の実施にあたり、被保護者がこの趣旨を理解し、自己の生活の維持向上に努めるよう指導すること。」と記している。

また、第７の２は、「臨時的最低生活費（一時扶助費）は、次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。」とし、次に掲げる特別の需要として（１）から（３）を示し、「（１）出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要　（２）日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要　（３）新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（３）局長通知第７の２（６）アは、「被保護者が次の（ア）から（オ）のいずれかの場合に該当し、次官通知第７に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、（中略）の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器（（中略）ウを除く。）を支給して差しつかえないこと。｣とし、（ア）で、「保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持合わせがないとき。（イ）単身の被保護世帯であり、当該単身者が長期入院・入所後に退院・退所し、新たに単身で居住を始める場合において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。（ウ）災害にあい（中略）災害により失った最低生活に直接必要な家具什器をまかなうことができないとき。（エ）転居の場合であって（中略）、現に所有している最低生活に直接必要な家具什器を使用することができず、最低生活に直接必要な家具什器を補填しなければならない事情が認められるとき。（オ）犯罪等により被害を受け（中略）新たに借家等に転居する場合において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。」と記している。

なお、局長通知は、処理基準である。

（４）局長通知第７の２（６）ウは、家具什器費のうち冷房器具について、「被保護世帯がアの（ア）から（オ）までのいずれかに該当し、当該被保護世帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、冷房器具の購入に要する費用について（中略）特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。」と記している。

なお、上記の取扱いは、「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（平成３０年６月２７日社援発０６２７第１号厚生労働省社会・援護局長通知（以下「平成３０年局長通知」という。）により新規に設けられたもので、同年７月１日から適用されている。

（５）一時扶助における家具什器費の見直しについて（平成３０年６月２７日厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡。以下「本件事務連絡」という。）には、「（前略）生活保護制度において、日常生活に必要な生活用品については、保護受給中の場合、経常的最低生活費のやり繰りにより賄うこととしていますが、保護開始時や転居の場合などにおいて、最低生活に直接必要な家具の持合せがないため、家具什器の臨時的需要が生じる場合は、一時扶助として家具什器の支給を認めているところです。今般、一時扶助における家具什器費については、近年、熱中症による健康被害が数多く報告されていることを踏まえ、冷房器具の購入に必要な費用の支給を認めることにしました。また、施行日については、今夏の需要に対応できるよう、本年７月１日としており（中略）ます。（中略）なお、保護受給中の場合における日常生活に必要な生活用品の取扱いについては、従前のとおり、経常的最低生活費のやり繰りによって賄うか、又は貸付資金の活用によって賄うことに変更がないことを申し添えます。（後略）」と記載されている。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）令和２年３月１８日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。

処分庁が作成した新規申請時の調査内容を記録したケース記録票には、審査請求人世帯の住居の状況について、「主な家具調度品等」の欄のエアコンの項目にチェックが付されている。

（２）令和２年８月１８日、審査請求人は、処分庁を訪問し、審査請求人の自宅のエアコンが故障したことについて相談した。

処分庁の担当者が、審査請求人に対して、①エアコンは住宅の一部ではなく、家具什器に分類されるため、エアコン等の家電製品の修理費用については、経常的生活費のやり繰りで行うことになっていること、②エアコンの購入費用の申請は、保護開始時、その年の初めの夏を迎える場合が対象であること、③しかし、今回は保護開始後にエアコンが壊れた場合であるため、修理費や購入費の支給対象とならないこと、④ただし、生活福祉資金借入れの可能性があること、を説明したところ、審査請求人は、納得できないとして申請書類を受け取り、相談を終えた。

（３）令和２年８月３１日、審査請求人は処分庁に「被服費・家具什器費支給申請書」を提出して、本件申請を行った。

エアコンが必要な理由が記載された別紙１には、「（前略）クーラーは、同年８月１５日まで不都合なく可動しておりましたが、８月１６日から冷気が出なくなり、室温が３４℃まで上昇しました。（中略）生活保護を受けて初めて到来する夏でクーラーが故障するのは、最低生活に直接必要な冷房器具を持ち合わせていない方と同条件だと思います（後略）」と記載されている。

（４）令和２年９月１日、処分庁はケース診断会議を開催した。

同日のケース診断会議記録票の結論の欄には、「（前略）保護開始時にすでに持ち合わせていた冷房器具が令和２年８月１６日より故障しており、家具什器費の支給要件である、局長通知第７－２－（６）－ア－（ア）の保護開始時において、最低生活に必要な家具什器の持合せがないときに該当しておらず、申請を却下します。」と記載されている。

（５）令和２年９月２日、処分庁の担当者は、前日のケース診断会議において、審査請求人のエアコンの設置状況や状態確認のために実地調査を行うことになったとして、審査請求人の自宅を訪問し、居室に１台のみ設置されているエアコンに室温調節の不具合があることを確認するとともに、審査請求人から、同年８月１５日までは不具合なく可動していたが、翌１６日から冷気が出なくなった旨の説明を受けた。

処分庁の担当者が、エアコンの購入費用の支給申請は、保護開始時に保有してないことが要件であり、審査請求人の新規調査記録には、エアコンを保有していることが記入されているものの、特に不具合等についての記載がみられないため、今回のように保護開始後にエアコンが壊れた場合、修理費や購入費は支給対象とならない事を再度説明したところ、審査請求人は、申請する意思は変わらない旨述べた。

（６）令和２年９月８日付けで、処分庁は、本件処分を行った。

　　　本件処分の通知書の却下の理由欄には、「（前略）家具什器費の支給要件である、局長通知第７―２－（６）―アー（ア）の保護開始時において、最低生活に必要な家具什器の持合せがないときに該当しておらず、申請を却下します。」と記載されている。

（７）令和２年９月１７日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）保護の決定及び変更に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、次官通知及び局長通知は、厚生労働大臣が当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（処理基準）として定めたものである。

（２）冷房器具の購入に要する費用については、前記１（３）、（４）のとおり、平成３０年局長通知の後は、局長通知第７の２（６）において、次官通知に示された臨時的最低生活費を認定する必要があると判断した結果、局長通知第７の２（６）ア（ア）から（オ）までのいずれかに該当し、かつ当該保護世帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、最低生活に直接必要な冷房器具の持合せがなく、真にやむを得ないと保護の実施機関が認めることと記されている。

また、上記の取扱いが設けられるに当たり発出された本件事務連絡には、前記１（５）のとおり、保護受給中の場合における日常生活に必要な生活用品の取扱いについては、従前のとおり、経常的最低生活費のやり繰りによって賄う（次官通知第７の１の取扱い）か、又は貸付資金の活用によって賄うことに変更がない旨記されている。

（３）本件についてみると、前記２によれば、①審査請求人の世帯の保護が開始されたのは、令和２年３月１８日であること、②審査請求人の自宅のエアコンは同年８月１５日まで不具合なく稼働していたところ、翌１６日に故障したこと、③同年８月１８日、審査請求人が処分庁を訪問し、エアコンの修理について相談した際に、処分庁の担当者は、保護開始後にエアコンが壊れた場合は、修理費や購入費は支給対象とならないとして、生活福祉資金の借入れについて説明したこと、④同月３１日、審査請求人は本件申請を行ったこと、⑤同年９月８日付けで、処分庁は、局長通知第７の２の（６）ア（ア）の保護開始時において、最低生活に必要な家具什器の持合せがないときに該当しないとして、本件申請を却下する本件処分を行ったこと、が認められる。

（４）これに対して、審査請求人は、冷房器具の購入について、申請初年度に機器が正常に機能しないのは、保護開始時に機器を持ち合わせていない方と同条件である旨主張する。

しかしながら、そのような取扱いが示された処理基準等は存在せず、法定受託事務の手続において、処分庁が審査請求人の主張するような運用をしなかったことに不合理な点は認められないから、審査請求人の主張は採用できない。

（５）そうすると、最低生活に必要な冷房器具の持合せがなくなったのは保護開始後約５か月を経過した後である状況において、処分庁が、①保護開始後にエアコンが壊れた場合は、修理費や購入費は支給対象にならないこと及び生活福祉資金の借入れについて説明したことは、次官通知に照らして説明したものであるとともに、本件事務連絡に示された代替措置を説明したものであると言え、②また、本件申請について、保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持ち合せがないときには該当しないと判断したことは、次官通知及び局長通知に照らして行ったものに過ぎないと言える。

したがって、かかる処分庁の手続及び判断に不合理な点は認められないと言わざるを得ない。

（６）以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

**第６　付言**

本件事務連絡において、一時扶助における家具什器費については、近年、熱中症による健康被害が数多く報告されていることを踏まえ、冷房器具の購入に必要な費用の支給を認めることにしている。しかしながら、当該保護世帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であっても、保護開始時に、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがない場合に限るとの支給条件はなんら変更されていない。

ところで、平成３０年２月に公表された政府報告書の「日本の気候変動とその影響」によれば、日本の年平均気温は、長期的には１００年当たり約１.１９℃の割合で上昇しており、真夏日及び猛暑日の年間日数の増加傾向が顕著である。また、消防庁の統計によると、全国における熱中症による救急搬送人員の累計は、令和元年（６月～９月）が６万６８６９人、令和２年（６月～９月）が６万４８６９人であって、大きく増加している。

保護受給中の場合における日常生活に必要な生活用品の取扱いについては、経常的最低生活費のやり繰りによって賄うか、又は貸付資金の活用によって賄うべきであるとの考え方にも一定の合理性があることを否定しないが、近時の顕著な真夏日及び猛暑日の増加並びに熱中症による救急搬送人員の著増に鑑みると、保護開始時に冷房器具を有していた場合、たとえその冷房器具が耐久年数を大幅に過ぎていたものであっても、新規の購入費用の支給を認めないとする現在の硬直的な運用は、早期に改めるべきである。

大阪府行政不服審査会第２部会

委員（部会長）針原　祥次

委員　　　　　海道　俊明

委員　　　　　衣笠　葉子